

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を公布する。

平成17年3月30日

京都市職員共済組合
理事長 松井 珍男子

京都市職員共済組合規程第2号

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合貸付規程の一部を次のとおり改正する。

第10条の2を次のように改める。

(償還の猶予)

第10条の2 理事長は、組合員が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住する住宅を滅失した場合に係る災害貸付にあっては、償還期間外において3年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期間に係る利息は、第5条の規定にかかわらず、月0.2125パーセントとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(総務局人事部厚生課)